## 利用規約 新旧対照表

新	旧	備考欄
第7条(口座維持手数料の取扱い)	第7条(口座維持手数料の取扱い)	
附則1 口座維持手数料のご説明	附則1 口座維持手数料のご説明	
2. (口座維持手数料)	2. (口座維持手数料)	
(1) 1月,4月,7月,10月にお送りしております、「c0ban 取引所	(1) 1月,4月,7月,10月にお送りしております、「c0ban 取引所	
資産情報と取引履歴のご案内」メールにて、会員のみなさま	資産情報と取引履歴のご案内」メールにて、会員のみなさま	
へ注意喚起いたします。	へ注意喚起いたします。	
(2) 最終のログイン又はお取引から 180 日以上、一度もログイン又はお取引がない場合、お客様に当社所定の口座維持手数料をご負担いただきます。	(2) メールの送信後、一定期間(1ヶ月)経過後もログイン又は お取引がない場合又はユーザー登録の抹消が完了していない 場合に、お客様に当社所定の口座維持手数料をご負担いだき ます。	文言修正
(3) 口座維持手数料は口座内の日本円資産から引落し、口座内の日本円資産が手数料を下回る場合、手数料引落し日の0時時点での暗号資産価格にて、1,000円相当分(小数点第一位を切上げ)の暗号資産を手数料として充当し、引落しいたします。		追加